

捕鯨をめぐる対立の構造

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2018-08-13 キーワード (Ja): キーワード (En): whale, moratorium of commercial whaling, International Whaling Commission (IWC) 作成者: 森下, 丈二 メールアドレス: 所属:
URL	https://oacis.repo.nii.ac.jp/records/1585

捕鯨をめぐる対立の構造

森下丈二（東京海洋大学教授）

本日は、捕鯨問題の多面的で複雑な形と構造をある程度体系立てて話をして、この後の討論の助けとしたいと思います。

捕鯨をめぐる対立

捕鯨に反対する理由 (Reasons against Whaling)

1. クジラは絶滅に瀕している (科学)
Whales are endangered (Science)
2. クジラは特別な動物 (感情・価値観)
Whales are special (Value, Emotion)
3. 商業捕鯨は禁止されている (法律)
Commercial whaling is prohibited (Law)
4. 捕鯨は倫理・道徳に反する (倫理)
Whaling is against ethic (Ethic)
5. 世界の世論は反捕鯨 (政治)
The world opinion is against whaling (Politics)
6. 捕鯨は必要ない (経済)
Whaling is not necessary (Economy)
7. 捕鯨は日本の文化ではない (文化)
Whaling is not Japan's culture (Culture)

捕鯨問題をめぐる対立は、解釈にもよりますが、1970年代から続いています。国連人間環境会議（ストックホルム会議）は1972年に開催されましたが、この会議こそが捕鯨問題の紛争の開始点とみられています。通説では、米国がベトナム戦争による環境破壊から議論をそらすために、捕鯨モラトリアムを突如提案したとされています。

捕鯨問題というのは、捕鯨推進派も捕鯨反対派も双方ともに、非常に強硬で感情的になりうる問題です。捕鯨反対派はデモや国旗を燃やすパフォーマンスを行ってきましたが、ある国の国旗を燃やすというのは、その国にとって最大限の侮辱となる行為であり、捕鯨をめぐってなぜこのような激しい反対運動が行われる

のかを考えなければいけません。

シー・シェパード (SS) の調査捕鯨妨害ですが、自らの船を調査船に意図的に衝突させる妨害行為を南極海で行いました。捕鯨をめぐる紛争の中では、人命を危険にさらすような非常に危険な行為が厳しい自然環境の南極海でさえ発生することを示しています。なぜこのようなことがおこるのか。捕鯨に賛成や反対の議論は様々多様ですし、人によって理解の度合いが違いますので、いくつか捕鯨問題に関する主要な賛成論と反対論の主張を示したいと思います。

まず、捕鯨に反対する理由の1つとして、「クジラは絶滅に瀕している」と考える人がいます。これは捕鯨の持続可能性といった科学の問題です。絶滅に瀕した種を利用（捕獲）するというのは科学に反するという考え方です。これはクジラが本当に絶滅に瀕しているのであれば、真っ当な考え方だと思います。2番目として、「クジラは様々な意味で特別な動物だ」という考え方があります。これは価値観や感情の問題にあたります。色々な理由で人というものはクジラという動物に対して様々な認識を持つのですが、反捕鯨派の中で広く考えられているのは「クジラは特別な生き物だ」という考え方です。これについては後ほど詳しく述べたいと思います。3番目として捕鯨を法律上の問題として捉える人がいます。「商業捕鯨は国際法によって禁止されている」から、日本は国際法に違反しているという考え方です。4番目として「捕鯨は倫理に反する」という考え方もあります。これは価値観に関係することですが、ここでは残虐性ということです。爆発銃を使って動物を殺すことは、ミサイルを使って動物を殺すようなものなので残虐である、如何なる倫理にも反するという議論があります。クジラを人道的に捕殺することはどだい無理なので捕鯨は倫理に反するという考えにつながります。5番目として「世界の世論は反捕鯨である」と考える人がいます。日本のような捕鯨支持国は、ほんの一握りの国に過ぎず、世界の大多数は捕鯨に反対しているのであるから、

日本は捕鯨を諦めるべきだという論点です。6番目として「捕鯨は日本にとってもはや主要な産業ではないので必要ない」という考え方があげられます。捕鯨をやめても大して失うものはないだろう、だから捕鯨はやめて構わないという論点です。7番目として、日本の捕鯨賛成派の人達は「捕鯨は日本の文化なのだ」という言い方をする場合がありますが、日本で広く全国で鯨肉を食べるようになったのは戦後の1950年代から1960年代だし、現在は食べていないから文化ではないという反論です。

これら7つの論点は、反捕鯨派の意見をおおよそ網羅していると思います。これら7つの項目に対して、1つずつ反論を行いたいと思います。

クジラは絶滅に瀕しているか？

まず、クジラは本当に絶滅に瀕しているのかという事から考えてみたいと思います。現在世界の科学者の間では、多くの鯨種は十分に回復している、すなわち捕鯨開始前の資源水準にまで回復しているという事が受け入れられています。もともと資源枯渇などなく以前から豊富だったクジラの種もいます。

また国際捕鯨委員会（IWC）科学委員会は、持続可能な捕鯨を可能とする捕獲枠計算方式のシステムとしてRMP（改訂管理方式）を1992年に開発し、1994年にはIWCがこれをコンセンサスで採択しました。このRMPを採用することで、豊富な鯨種（資源）の持続可能な利用が可能です。これはIWCそのものが認めている捕獲枠計算方式です。

次に絶滅との関係で、いったん捕鯨が再開されればクジラは必ずかつてのように乱獲され絶滅するという主張があります。過去における捕鯨は鯨油目的でした。これは現在の石油のように、産業用の材料としてクジラを捕っていました。いま商業捕鯨を再開する場合、鯨を捕る主要な目的は食用です。需要の大きさは産業用（鯨油目的）と比べてはるかに小さなものになるでしょう。だからといって、日本が世界のクジラを全て食べ尽くして良いという事ではなく、持続的利用が可能な範囲で科学的な捕獲枠を設定して捕獲することになりますが、過去のような産業用として必要とされた大規模な捕鯨とは全く違うものとなるということは言えるでしょう。

いくつかの鯨種については過去に非常な乱獲があったものの、現在では資源が回復していることが分かっています。IWCのHPには、IWCの科学者が合意している情報を掲載しているのですが、多くの海域でザトウクジラは捕鯨による利用前の水準に向けて非常に速いペースで回復している証拠があると記載されています¹。他にも、北大西洋のナガスクジラは35,000頭以上の資源量があり、健全な状況にあると書かれています²。南極海のクロミンククジラ資源推定量については、過去に行われた資源量調査の時と比べて減少傾向にあると記されていますが、数十万頭というレベルにあり、絶滅危惧種では全くないとしています³。

¹ "Thankfully, in most areas for which there are good data, humpback whales have shown evidence of strong recovery towards their unexploited size (which may have been 75,000-100,000 in total), with annual increase rates of about 10% being recorded in a number of areas including off Australia, Southern Africa and South America." <https://iwc.int/status>

² "Fin whale populations were exploited throughout the North Atlantic. Present total abundance in the North Atlantic is over 35,000 animals although not all areas have been surveyed. Assessments of the population status in the central North Atlantic and off West Greenland have shown populations there to be in a healthy state." <https://iwc.int/status>

³ "There are several hundred thousand Antarctic minke whales and thus they are clearly not endangered. However, there has been an appreciable decline in their estimated abundance between the multi-year circumpolar surveys conducted between 1982/83-1988/89 and 1991/92-2003/04." <https://iwc.int/status>

クジラは特別な動物か？

クジラは特別な動物か、もしそうであるならどういう意味で特別なのか考えてみたいと思います。まず言われるのがクジラの知能についてです。実はIWCにおいては、かつて動物の知能について非常に広範な討議が行われました。基準の1つとして使われたのは、脳が体重に占める比率です。クジラは体が大きいので、脳もとても大きいものになります。しかし脳と体重との比を見てみると、ネズミの一種が最も知能が高い動物であるということになってしまいます。複雑な社会構造を持っているかどうかで考えると、クジラ以外にも他の生き物も複雑な社会構造を持っていることが分かっています。例えば、地下にいる蟻ですが、とても複雑な社会構造を持っています。地下の巣の中には一番下から一番上まで様々な階層があり、様々な蟻がそれぞれの仕事を担っています。他の例としては、例えば蜜蜂もあげられるでしょう。蜜蜂は非常に複雑で高度な社会構造を持っています。そして知能も高いということが言えます。蜜蜂は、巣の外で蜜が豊かな花を見つけると、太陽光を人間とは違った形（偏光）で見ることが出来るので、巣に帰ってその花の位置情報を他の蜂達とダンスと呼ばれる動きで共有することが出来るそうです。これは我々人間にはできない芸当であり、真似のできない知能です。つまり知能が高いか低いかという判断は、人間が勝手な基準で他の動物はこのようなことがわかれれば知能が高いと判断しているだけのことになります。これは自分の基準を押し付けるという意味で傲慢な態度です。全ての生物では自分達の生活にあわせた形で知能の最適化が行われています。知能といつても、その定義自体をまず議論するテーマであります。

またそれぞれの国では、それぞれの文化の中で特別視されている、文化によって違った動物がいます。例えば日本において鹿は、しばしば「神の使い」と見做されてきました。西洋諸国において、鹿は狩猟の対象であります。人間のレクリエーションという形で鹿を獲っています。これは、それぞれの国で動物の見方が違うということになります。

捕鯨は法律で禁止されているのか？

商業捕鯨モラトリアム（1982年採択）
Commercial Whaling Moratorium; Schedule10(e)

国際捕鯨取締条約（ICRW）附表第10項(e)

「10(e) この附表10の他の規定に関わらず、**あらゆる資源についての商業目的のための鯨の捕獲頭数は、1986年の鯨体処理場による捕鯨の解禁及び1985年から1986年までの母船による捕鯨の解禁期において並びにそれ以降の解禁期において零とする。**この(e)の規定は、最良の科学的助言に基づいて検討されるものとし、委員会は**遅くとも1990年までに、同規定の鯨資源に与える影響につき包括的評価を行うとともに、(e)の規定の修正及び他の捕獲頭数の設定につき検討する。**」

Notwithstanding the other provisions of paragraph 10, catch limits for the killing for commercial purposes of whales from all stocks for the 1986 coastal and the 1985/86 pelagic seasons and thereafter shall be zero. This provision will be kept under review, based upon the best scientific advice, and by 1990 at the latest the Commission will undertake a comprehensive assessment of the effects of this decision on whale stocks and consider modification of this provision and the establishment of other catch limits.

皆さんは商業捕鯨モラトリアムが設定された事をご存じだと思いますが、実際に商業捕鯨モラトリアムを規定した文言をみてみましょう。その規定は、国際捕鯨取締条約の附表第10項(e)に書いてあります。これは現在でも法律的に有効です。一般的な見方では、商業捕鯨モラトリアムが設定された事によって、捕鯨という活動は許されざる活動として恒久的に禁止されたと思われています。実際はそうではなく、「捕獲枠を零に設定する」とだけ書いてあります。これは捕鯨についての善惡の価値観が入った文章ではありません。むしろ、零以外の捕獲枠の設定についてさえ言及しています。エッセンスから言えば、「今の時期だけ暫定的に捕鯨を中断するが、中断している間に科学データを収集する、そして遅くとも1990年までに包括的な評価を行い、零以外の捕獲頭数の設定をしましょう」と

書いてあります。これは、正に捕鯨再開のステップを示しています。しかし一般的には、商業捕鯨モラトリアムとは捕鯨の恒久的な禁止であると受け取られてしまっています。捕鯨の再開は法的に許されないと想い込まれていますが、実際の条約附表上の文言は違います。そこで商業捕鯨モラトリアム採択当時の議論の記録も見てみましょう。私の言っていることが全く間違った解釈と言えないことを実証します。

モラトリアム採択1年前の1981年に、イギリス代表がIWC本会議で次のような発言を行っています。「他の国の捕鯨に対する正当な商業的関心があることは理解する。もし、将来、鯨類資源の利用が安全に再開されうることが明確に示され、満足できる捕殺方法が可能となれば、禁止の撤廃を検討できるかもしれない・・・」

「我々が考えているのは一時停止であって、永久禁止ではない。」⁴

他にも、セイシェル代表はこのような発言を行っています。

「繰り返し指摘したいが、これは捕獲枠に関する提案であって、禁止やモラトリアム（一時停止）ではない。」⁵

次はスペイン代表の発言です。

「まず、自分はこれを全面禁止とはみなさないことを強調したい。これは単に捕鯨の暫定的な中断である。」⁶
現在の一般的な商業捕鯨モラトリアムの解釈とは非常に違うのが本当のところです。

最後にセントルシアの発言をご紹介します。

「セイシェルからの（モラトリアム）提案について誤解があることが大変残念である。これは商業捕鯨全面禁止提案ではなく、捕獲枠に関する提案である。」⁷

捕鯨は残酷か？

沿岸捕鯨がノルウェー等でも行われていますが、捕獲に際して約80%の個体は最初の銛で即死しています。また南極海は、海況が穏やかなノルウェーの沿岸海域と比較するとより海の状態が厳しいところですが、それでも40～50%の個体は最初の銛で即死しています。これは、例えばアメリカでのレクリエーション目的の鹿の狩猟よりも、即死率や手負いの発生などの面からみて、ずっと動物福祉上も良い状態です。IWCでは動物福祉と捕鯨従事者の安全を図るという観点から捕獲方法に関して規定があり、もし捕獲対象の個体が即死しなかった場合には、2次的捕殺手段（二番目の銛や大口径のライフルなど）を使わなければならぬことになっています。また、2次的捕殺手段を使って、致死時間を最小限に抑えなければなりません。実際に記録を見てみると、長い調査期間の間で致死時間は大幅に削減されてきました。南極海において約2分です。他の狩猟と比較しても短い時間だと考えられます。

⁴ “We recognize that other countries have a legitimate commercial interest in whaling and if, in the future, it could be shown beyond reasonable doubt that some exploitation of stocks might safely be resumed, and that satisfactory methods of killing were available, the lifting of the ban might be considered.”

“・・・what we had in mind is a moratorium and not a permanent ban.”

IWC thirty-third Annual Meeting, Verbatim Record. <https://iwc.int/verbatim-records>

⁵ “I would repeat and remind you that this is a catch limit proposal.”

IWC 34th Annual Meeting, Verbatim Record. <https://iwc.int/verbatim-records>

⁶ “First of all let me advance that I don't consider this as a total ban, as it has been said here, but just as a temporary interruption of the activity ...”

IWC 34th Annual Meeting, Verbatim Record. <https://iwc.int/verbatim-records>

⁷ “It is with deep regret that I note that there has been a misunderstanding on the proposal of the distinguished delegate from the Seychelles. It is not a proposal for a total ban for commercial whaling, but is rather a proposal on catch limits”

IWC 34th annual meeting, verbatim record. <https://iwc.int/verbatim-records>

また爆発銛には爆薬が使われており、これが非難されていますが、爆発銛の使用はIWCで義務が課せられています。IWCでは、爆発銛はもっとも効率の良い動物福祉の観点からも望ましい捕殺方法だと認められています。

世界の世論は反捕鯨か？

「IWC加盟国」の表を見てみると、左側が鯨類の持続可能な利用支持国のリストで、右側が反捕鯨国のリストです。2017年4月時点で88カ国がIWCに加盟していますが、39対49の構図です。

もう1つの地図を見てみましょう。捕鯨賛成国と反対国が色分けされています。青色が捕鯨支持国で赤色が反捕鯨国です。国の面積に大小があるので、この地図は印象だけを伝えるものですが、世界は皆反捕鯨でしょうか？そうではありません。

文化によって動物の扱いは異なる

私たちは動物に対して様々な見方を持っています。例えば、カンガルーは資源でしょうか。オーストラリアの象徴の1つはカンガルーで、国の紋章にもデザインされています。同時にカンガルージャーキーやステーキを食料として食しています。沢山のカンガルーの肉を輸出もしています。ヨーロッパで牛のBSEが蔓延した時はカンガルーの肉が輸出されました。そうしますとカンガルーは食料資源です。鹿はどうでしょうか。日本の一部の地域（奈良や金華山等）では、鹿は「神の使い」と言われています。しかしアメリカやイギリスではどうでしょうか。鹿狩りはスポーツハンティングの1つです。驚く人も多いかもしれません、ヘビは多くの国々で食料として食べてられています。文化、あるいは動物に対する見方、あるいは動物の使用法はそれぞれの国で異なるのです。

では日本における捕鯨は文化の一環として捉えられるのでしょうか。実は、私自身は、IWCでの議論で捕鯨支持のために捕鯨文化論を使ったことは一度もありません。文化というものを、捕鯨を許すための条件とすれば、一部の発展途上国が将来鯨肉を利用したいと考えたときに、彼らへ捕鯨の門戸を閉じることになってしまふでしょう。文化というものを基準として捕鯨再開を主張してはいけないと思っています。もちろん、文化を保護することはとても大事なことです。それには異論は全くありません。ただし、それを使って捕鯨を容認するようにIWCで求める、または説得する材料にするのではなく、文化であろうが無からうが、海洋生物資源として持続可能な形で利用することが科学的にも法的にも認められていることを訴えていくのだと思います。

とはいえ、文化の問題は考えてみる必要があります。文化とは何でしょう。現在の日本において、毎日歌舞伎を見に行ったり、毎日日本の着物を着て過ごす人は、まずほとんどいないと思います。一部の若い女性には生涯に2、3回くらいしか着物を着ない方もいるでしょう。しかしそれで歌舞伎や着物を日本文化ではないという人がいるでしょうか。つまり、見に行く数や着る頻度といったものが文化の定義にはなりません。鯨肉を食べる回数もこれと同じです。もし仮に一部の人しか食べていないとしても、それをもって文化ではないとは言えないはずです。

文化と呼ぶ基準として、歴史や伝統の長さはどうでしょうか。アメリカ合衆国には独立以来約250年弱の歴史があります。50年続いたレストランは、アメリカにおいては非常に老舗の伝統的なアメリカの文化を保っているレストランであると見做されるでしょう。日本ではどうでしょう。日本には100年以上の歴史がある企業が33,000以上あるそうです（2017年、東京商工リサーチ）。世界の100年越え企業の約80%が日本にあるそうです。その日本では50年の歴史はそれほど長くはありません。文化というものは色々な形があるものです。

IWC加盟国

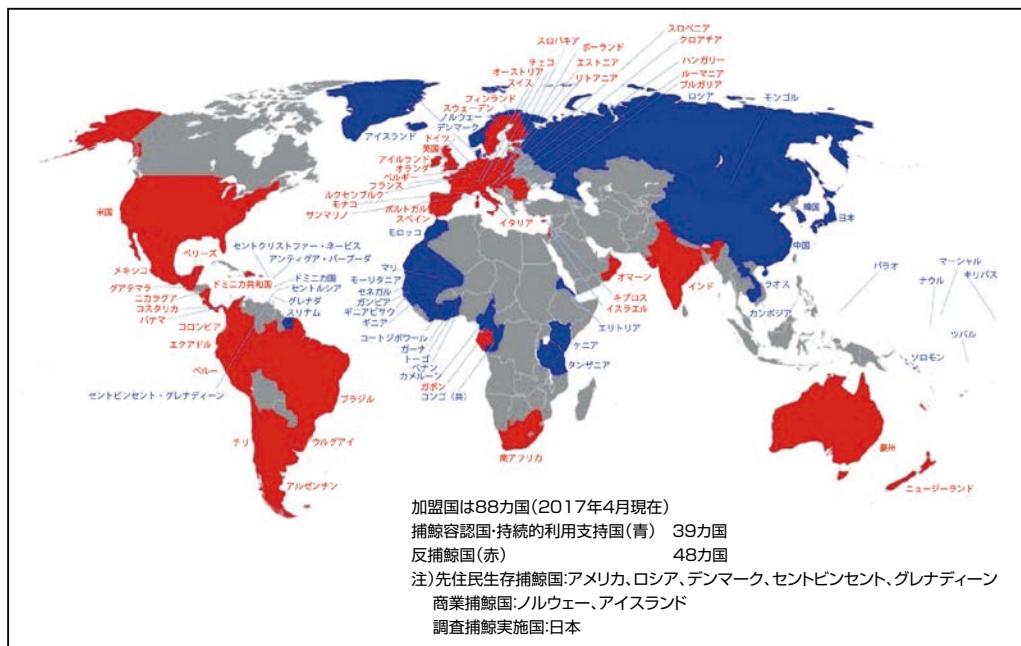
鯨類の持続可能な利用支持国(加盟国数39カ国)		反捕鯨国(加盟国数49カ国)	
(アジア) (6カ国)	日本、カンボジア、モンゴル、中国、韓国、ラオス	(アジア)	インド、イスラエル、オマーン
		(アフリカ)	南アフリカ、ガボン
(アフリカ) (16カ国)	カメルーン、ガンビア、ギニア、コートジボワール、セネガル、トーゴ、ベナン、マリ、モーリタニア、モロッコ、ギニアビサウ、コンゴ(共)、タンザニア、エリトリア、ガーナ、ケニア	(欧洲) (27カ国)	アイルランド、イタリア、英国、オランダ、オーストリア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、チェコ、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、モナコ、ルクセンブルク、クロアチア、スロベニア、キプロス、ルーマニア、リトアニア、エストニア、ポーランド、ブルガリア
(欧洲) (4カ国)	アイスランド、ノルウェー、ロシア、デンマーク	(大洋州) (6カ国)	
(大洋州) (6カ国)	パラオ、ナウル、マーシャル、ツバル、キリバース、ソロモン		豪州、ニュージーランド
(中南米) (7カ国)	アンティグア・パーブーダ、グレナダ、スリナム、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、ドミニカ、セントビンセント・グレナディーン	(中南米) (14カ国)	アルゼンチン、チリ、パナマ、ブラジル、メキシコ、ペリーズ、ペルー、コスタリカ、エクアドル、ニカラグア、ウルグアイ、ドミニカ共和国、コロンビア、グアテマラ
		(北米)	米国

加盟国は88カ国(2017年4月現在)
グアテマラは2017年7月1日に脱退(手続き済)

(注)上記は過去の投票等を勘案して便宜的に2つのグループに区分したものであり、厳密かつ明確な基準に基づき区分したものではない

IWC 加盟国。水産庁「捕鯨」をめぐる情勢 平成 29 年 4 月」より

IWC加盟国



IWC 加盟国(色分け図)。水産庁「捕鯨」をめぐる情勢 平成 29 年 4 月」より

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-5.pdf>

結びに代えて

大事な点は、捕鯨とクジラに関しては様々な違った相容れない考え方方が存在しているということです。クジラを他の海洋生物と同様に持続可能な利用が認められる海洋資源と同じとみるか、クジラは資源ではないとするか、です。つまり、科学的に持続的利用が可能であるならば資源として利用したいという考え方がある一方で、どんな条件下であってもクジラは守るべきだという声もあるでしょう。IWCにおきましても様々な議論があります。2016年のIWC総会だったと思いますが、議論の中でオーストラリア代表から「日本は全ての科学的条件を満たしていない。捕鯨再開に向けて異なる8つのステップがあるが、まだその中の3つしか完了していないのではないか」と言われました。「それでは、8つのステップ全部を終了したら捕鯨再開は認めるのですか?」と聞きましたら、「嫌だ(NO)」と言われました。これですと科学を語る事に意味はあるのかということになります。我々が抱えている捕鯨問題には、議論の中にミスマッチがあります。すなわち、科学について語る、または文化について語るだけでは解決策は出てこないのです。解決策を導き出すために本当に必要な議論と、いま議論されている問題にはギャップがあるのです。まずは捕鯨問題を解決するのに本当に議論すべき問題は何なのか、ということを考えていかなければならぬと思います。

捕鯨問題をめぐる議論においては、その主張を単純に白黒（賛成か反対か）に分けようとしがちですが、単純な捕鯨賛成論や反対論の中にも、実は様々な意味合いや色合いの「正義」があります。さらに、感情というものがその見方を支配し、単純に色分けしようとします。捕鯨以外の多くの国際的な交渉や政治問題においても、その人の見方、観点（パースペクティブ）が非常に強い影響力を持ちます。

最後になりますが、捕鯨問題というものはある意味で捕鯨支持派と反捕鯨派の双方が、その対立の犠牲になっていると思います。日本は捕鯨問題では、外から理不尽で一方的な理屈で攻撃されて犠牲者になっていると思いがちです。反捕鯨国的一般市民の中には、自分達は（正義のために）環境を守っていると思っている人もいますが、同時に日本が捕鯨という環境破壊を仕掛けてきており、自分達が犠牲を払っていると思っている人もいます。お互いが、自分達が犠牲者だと思っています。やはり理解する必要があるのが、こういった「対立の構造」なのでしょう。これもやはり今日お話ししてきた捕鯨問題の構造の一部をなしていると思います。

全て言い尽くせなかつたかもしれません、今回はここで終わりにしたいと思います。捕鯨問題が包含する要素の多様性や複雑さをいささかなりとも感じていただけたとすれば、幸いです。有難うございました。